



教安第337号
令和2年（2020年）8月3日

各市町村教育委員会
学校安全主管課長 様

熊本県教育庁県立学校教育局
学校安全・安心推進課長

河川水難事故防止の徹底について（依頼）

このことについて、各学校に対し、日頃から指導いただいているところですが、令和2年（2020年）7月末から8月上旬にかけて、本県を含む九州管内で幼児・児童生徒等が被害に遭う重大な事故が発生しました。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園及び小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む）に下記の内容について周知いただくとともに、児童生徒等の水難事故防止に向け、児童生徒等に対しあらゆる機会・方法（HP・学校安心安全メールなど）を通して、改めて指導の徹底をお願いします。

記

- 1 水難事故防止については、児童生徒だけで海・河川での遊泳を行わないなど、学校のきまりを必ず守ること。
 - 2 校区周辺の水難事故が発生する恐れのある危険箇所には立ち入らないこと。また、事故の危険を予見し、自らの冷静な判断と避難行動により、危険回避できる力を身に付けること。
 - 3 河川の増水等については、発達段階に応じて、気象情報などをもとに把握し、適切な対応をすること。
 - 4 保護者に対して、水遊び中等には、子どもから絶対に目を離さないよう、注意喚起を促すこと。
- ※ 学校等は令和2年（2020年）4月21日付け教安第57号「河川水難事故防止に係る国土交通省の取組について」も参考に指導すること。

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課
学校防災・安全班 担当：岡山
TEL:096-333-2355 FAX:096-384-1563
e-mail:okayama-n@pref.kumamoto.lg.jp